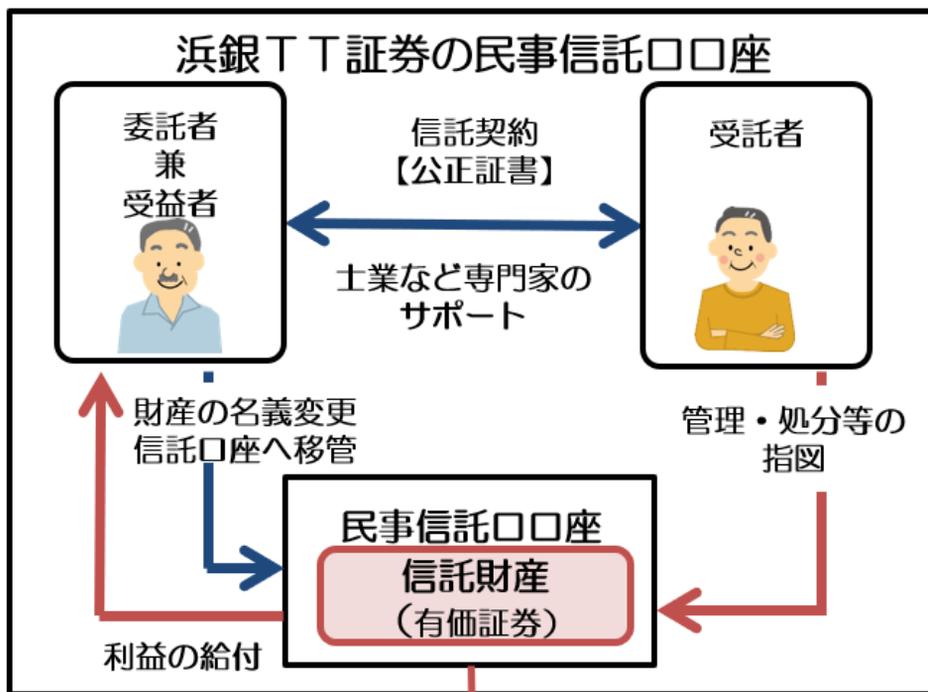


「認知症へのそなえ」はじめませんか？

民事信託口座のご案内

認知症などで判断能力が低下した場合でもご家族に財産を信託しておくことにより有価証券の運用を継続することができます。



信託終了：委託者兼受益者のご相続



帰属権利者
財産を承継する方の
証券口座



当社より専門家のご紹介もできます。（※外部事業者のサイトへ遷移します）

株式会社山田エスクロー信託

<https://www.y-escrow-trust.co.jp>

トリニティ・テクノロジー株式会社

<https://trinity-tech.co.jp>

委託者兼受益者と受託者が当社同一店舗で証券総合取引口座を開設しており、民事信託口座の開設時に委託者兼受益者の預かり残高が1,000万円以上のお客さまが対象です。

民事信託口座開設には登録口座として、横浜銀行で民事信託契約にともなう普通預金口座の開設が必要です。

当社または横浜銀行が紹介した外部専門家以外の士業などが作成した信託契約書を利用される場合は外部審査機関に事前審査料（税込み33,000円）をお支払いいただきます。

詳細はお取引店にお問い合わせください。